

## 医師確保計画について

## 1. 計画の記載事項

## ○ 医師確保計画は、医師全体の計画と産科及び小児科に限定した計画を定める。

## 【診療科別の医師偏在の計画策定について（医師需給分科会第4次中間とりまとめ）】

- ・診療科別の医師偏在については、基本的対応として、まずは診療科と疾病・診療行為との対応を整理する必要があり、検討のための時間を要する。
- ・しかしながら、特に周産期医療、小児医療は、医療計画上、政策的に医療の確保を図るべきものであり、一方で産科・産婦人科、小児科の医師数は医師全体に比べ増加割合が少なく労働時間も長時間となる傾向にあることから、地域偏在に早急に対応する必要がある。
- ・また、産科・小児科については、一定の前提の下、診療科と疾病・診療行為との対応を現時点で整理することが可能であることから、暫定的に産科・小児科について診療科別医師偏在指標を示し、地域偏在是正に向けた対応等を行うこととする。

## 【医師確保計画の構成及び記載事項】

医師確保計画		
全 体	産 科	小児科
<b>■ 医師偏在指標</b> ・ 県，二次医療圏毎 ・ 現在・将来（2036年）別	<b>■ 医師偏在指標</b> ・ 県，周産期医療圏毎	<b>■ 医師偏在指標</b> ・ 県，小児医療圏毎
都道府県間・二次医療圏間の患者の流出入を調整		
<b>■ 医師少数区域（下位 33.3%）・医師多数区域（上位 33.3%）の設定</b> <b>■ 医師少数スポット</b>	<b>■ 相対的医師少数区域（下位 33.3%）の設定</b> ・ 画一的に医師確保を図る区域と考えるのではなく、医療提供体制の整備にあたり「特に配慮が必要な区域」として考える。	
<b>■ 目標医師数（2023年度末）</b> ・ 県，二次医療圏毎に <u>計画期間の目標を設定</u> <b>■ 将来時点（2036年）の必要医師数</b> ・ 今後の地域枠・地元出身者枠の設定の根拠とする	<b>■ 偏在対策基準医師数（2023年度末）</b> ・ 県，周産期医療圏毎，小児医療圏毎に計画期間内に下位 33.3%に達することとなる医師数。 → 「 <u>機械的に算出される数値であり、確保すべき医師数の目標ではない。</u> 」	
<b>■ 目標医師数を達成するための施策</b> ・ 医師の派遣調整 ・ キャリア形成プログラム ・ 医師の働き方改革を踏まえた医師確保対策と連携した勤務環境改善支援 ・ 地域医療介護総合確保基金の活用	<b>■ 偏在対策基準医師数を踏まえた施策</b> ① 地域偏在対策（圏域の見直し，圏域間連携，医療機関の集約化・重点化） → 他区域からの医師派遣のみで解消を目指すべきでない。 ② ①によってもなお偏在が解消されない場合，医師を確保する（増やす） → 派遣，養成（専攻医，キャリア形成プログラム），勤務環境改善	
<b>■ 医学部における地域枠・地元出身者枠の設定</b> ・ 地域枠・地元出身者枠の設定の考え方 ・ 各都道府県において必要な地域枠・地元出身者枠の数 ・ 地域枠の選抜方式等について		

国の統計調査等をベースに、厚労省が全国一律の基準を用いて算出

県としての方針・施策を具体化（地对協における中心的な議論）

## 2. 国が提供する指標等

### (1) 計画全体に係る指標等（産科・小児科以外）

#### ① 医師偏在指標

- ・これまで、地域ごとの医師数の比較には人口 10 万人対医師数が一般的に用いられてきたが、地域ごとの医療ニーズや人口構成等を反映しておらず、医師数の多寡を統一的・客観的に把握するための「ものさし」としての役割を十分に果たしていなかった。
- ・このため、全国ベースで医師の多寡を統一的・客観的に比較・評価する指標として次の「5要素」を考慮した医師偏在指標を設定する。

#### 【医師偏在指標の5要素】

- ・医療需要（ニーズ）及び人口・人口構成とその変化
- ・患者の流出入等
- ・へき地等の地理的条件
- ・医師の性別・年齢分布
- ・医師偏在の種別（区域、診療科、入院／外来）

#### 【医師偏在指標】

$$\frac{\text{地域の人口}}{10 \text{ 万}} \times \text{地域の標準化受療率比}$$

標準化医師数

#### ② 医師少数区域・医師多数区域

- ・医師少数区域は、医師偏在指標の下位一定割合に属する医療圏として定義し、2036年度の医師偏在是正達成を見込み、その具体的な割合を33.3%に定めている。
- ・具体的には、医師確保計画の1計画期間（3年間）ごとにその時点での下位33.3%を医師少数都道府県・医師少数区域とし、これに属する都道府県・二次医療圏が下位33.3%を脱することを繰り返すことで、2036年度に全国の医師偏在是正が達成されることを見込んでいる。
- ・なお、医師多数区域及び医師多数都道府県の設定の基準は医師確保対策の遂行上の需給バランスの観点から医師偏在指標の上位33.3%と定めている。

#### ③ 医師少数スポット

- ・医師確保計画は、二次医療圏ごとに設定された医師少数区域及び医師少数都道府県の医師の確保を重点的に推進するものであるが、実際の医師偏在対策の実施に当たっては、より細かい地域の医療ニーズに応じた対策も必要となる場合があるため、必要に応じて二次医療圏よりも小さい単位の地域での施策を検討することができるものとし、局所的に医師が少ない地域を「医師少数スポット」として定め、医師少数区域と同様に取り扱うことができるものとする。

#### ■本県の対応案

- ・厚労省に確認したところ、まず、無医地区・準無医地区を無条件に医師少数スポットに設定することは適切ではなく、また、医師少数スポットは無医地区や島しょ、半島等の医師が少なくかつ医療機関へのアクセスに大きな制限がある地区を想定していることから、本県としては医師少数スポットを設けないこととしたい。

#### ④ 目標医師数・必要医師数

- ・3年間（本年度策定する第7次医師確保計画については4年間）の計画期間中に医師少数区域及び医師少数都道府県が計画期間開始時の下位33.3%の基準を脱する（すなわち、その基準に達する）ために要する具体的な医師の数を目標医師数として設定する。

$$\text{目標医師数} - \text{現在の医師数} = \text{医師確保対策により追加で確保が必要な医師数}$$

⑤ 将来時点（2036年）の必要医師数

- 各都道府県において、今後の地域枠や地元出身者枠を設定するに当たり、その根拠とするため、将来時点において確保が必要な医師数を必要医師数として定義する。

【地域枠について】

- 将来時点の地域枠等の必要数については、2036年時点の医師供給推計（上位実績ベース）数が需要推計（必要医師数）を下回っている場合について、その差を医師不足数として、地域枠等の必要数を算出するものである。
  - なお、地域ごとの医師の需給推計から算出された、都道府県ごとの地域枠等の必要数を別途厚生労働省から提供予定であるとのこと。
- 必要医師数の具体的な算出方法は、マクロ需給推計に基づき、将来時点（2036年）において全国の医師数が全国の医師需要に一致する場合の医師偏在指標の値（全国値）を算出し、厚労省において、医療圏ごとに医師偏在指標がこの全国値と等しい値になる医師数を必要医師数として示す。

⑥ 本県の医師偏在指標（平成31年3月末時点、流出入調整前）

- 本県は、全都道府県で42位の医師少数県となっている。
- また、二次医療圏の内2医療圏が医師多数区域、6医療圏が医師少数区域となっている。

医師少数区域以外 ※表中の目標医師数は厚労省の参考値

【厚労省確認事項】

- 県全体の増員目標（795人）の範囲内であれば、医師少数区域以外であっても、都道府県が目標医師数を独自に設定することが可能

全国 順位	医師偏在指標			医療施設従事医師数 標準化医師 数（人）	目標医師数	
	上位33.3% （↑）	二次医療圏名	医師偏在指標 （入院患者流出入及び 昼間人口を考慮）		2023年	2036年
	下位33.3% （↓）		確保すべ き医師数	確保すべ き医師数		
—	—	00全国	238.6	304,7		
12	↑	0806つくば	353.2	1,356	644	670
107	↑	0801水戸	204.5	1,078	836	791
144		0805土浦	188.9	551	451	409
231	↓	0807取手・竜ヶ崎	160.2	750	757	708
286	↓	0809古河・坂東	141.0	306	332	303
307	↓	0802日立	129.7	368	439	377
318	↓	0803常陸太田・ひたちなか	120.5	368	466	421
324	↓	0804鹿行	116.7	232	303	274
329	↓	0808筑西・下妻	112.3	248	329	293
茨城県			180.2	5,255	6,050	5,610

**短期目標** 計画期間開始時の偏在指標の下位33.3%に達するために要する医師数を計画期間の目標として設定  
→ 医師少数区域合計355人、県全体で795人を増員

**長期目標** 全国の医師需給が一致する時点で確保すべき医師数

(2) 産科・小児科に係る指標等

① 医師偏在指標等の算出方法等

	産科	小児科
医師偏在指標	$\frac{\text{標準化産科・産婦人科小児科医師数}}{\text{分娩件数} \div 100}$	$\frac{\text{標準化小児科医師数}}{\frac{\text{地域の人口}}{10万} \times \text{地域の標準化受療率比}}$
設定区域	県, 周産期医療圏	県, 小児医療圏
医療需要	分娩数 (医療施設調査)	年少人口 (15歳未満)
流出入調整	不要 ※「里帰り出産」等の流出入を把握できる調査がない	要 ※都道府県間・二次医療圏間で年少者患者の流出入を調整(NDB)
医療供給	産科医師数+産婦人科医師数 (医師・歯科医師・薬剤師調査等)	小児科医師数 (医師・歯科医師・薬剤師調査)
医師少数県, 医師少数区域等	相対的医師少数都道府県, 相対的医師少数区域 (下位 33.3%)	
将来推計	2023年の医療需要を推計の参考とする。	

② 本県の医師偏在指標 (平成 31 年 3 月末時点)

【産科】

- ・ 県としては, 全都道府県の下位 33.3%に含まれる相対的医師少数県
- ・ 本県の周産期医療圏は相対的医師少数区域ではないものの, 全て全国平均を下回る。

		医師偏在指標	(順位)
全国平均		12.8	—
茨城県		10.3	41位/47都道府県
周産期 医療圏	県南・鹿行	11.9	120位/284医療圏
	つくば・県西	9.9	171位/284医療圏
	県央・県北	9.5	183位/284医療圏
	新川(富山県) ※下位 33.3%	9.2	192位/284医療圏

【小児科】 ※流出入調整前

- ・ 県としては, 全都道府県最下位, 下位 33.3%に含まれる相対的医師少数県
- ・ 本県の 8 つの小児医療圏内, 6 つの医療圏が下位 33.3%に含まれる相対的医師少数区域

		医師偏在指標	(順位)
全国平均		106.2	—
茨城県		82.1	47位/47都道府県
小児 医療圏	土浦広域地域	115.0	84位/311医療圏
	つくば市・筑西地域	107.2	109位/311医療圏
	橋本(和歌山県) ※下位 33.3%	86.5	208位/311医療圏
	茨城西南地域	77.9	240位/311医療圏
	県央・県北地域	73.3	254位/311医療圏
	常総地域	71.2	262位/311医療圏
	日立地域	59.5	293位/311医療圏
	稲敷地域	51.9	300位/311医療圏
鹿行南部地域	49.4	305位/311医療圏	

### 3. 医師偏在指標の算定にあたっての流出入調整について

#### (1) 流出入調整の考え方

- ・厚労省から提供された H31 年 3 月時点の医師偏在指標は、算定にあたり、無床診療所及び入院患者の流出入数を見込んでいる。 → 医療機関所在地ベースの医療需要としている。

#### 【第 4 次中間とりまとめ】

- ・患者の受療行動は県境を越えた入院など、昼夜の移動以外の理由によっても患者住所地以外の地域でも見られる。
- ・しかしながら、人口 10 万人対医師数は患者住所地ベースで算出しており、このような患者の流出入も考慮できていない。
- ・当該流出入については、その受療行動を受け入れるのか、それとも医療提供体制の調整により是正していくのか、都道府県間等での調整が必要な事項であり、入院医療については地域医療構想における推計方法を参考に患者住所地を元に医療需要を算出し、流出入についての実態も情報提供した上で、都道府県間等の調整を行うことにより、患者の流出入を反映することを基本とする。

#### (2) 医師確保計画策定ガイドライン上の手続き

- ・都道府県間及び二次医療圏間の患者の流出入の状況については、都道府県が必要に応じて都道府県間、都道府県内で医師偏在指標への見込み方について調整を行う。
- ・具体的には、都道府県は厚生労働省から提供される現状に関するデータを用い、無床診療所における外来患者数、病院・有床診療所における入院患者数に関する調整後の都道府県間及び二次医療圏間における患者の流出入数を 2019 年 6 月末までに厚生労働省に報告。その情報を基に、再度、厚生労働省が医師偏在指標を算定し、確定する。
- ・なお、都道府県間の協議が整わない場合は流出入を全て見込むこととする。

#### 【検討のポイント】

##### ① 地域医療構想との整合性

- ・茨城県地域医療構想においては、構想策定時、関係都県（福島、栃木、千葉、埼玉、東京）との協議により、「医療機関所在地ベース」の医療需要として推計することで調整。  
→ 4 医療機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）ともに、現在の患者の流出入が継続するものとした。

##### ② 都道府県間の流出入を調整が必要な規模感（厚労省担当者の回答）

- ・無床診療所外来患者もしくは入院患者の流出入が 1000 人（小児は 100 人）を超える場合に調整が必要。また、無床診療所外来患者及び入院患者の流出入が 1000 人（小児は 100 人）未満の都道府県間においては、その流出入の調整を行う必要はない。（偏在指標や目標医師数に与える影響が軽微）  
→ これを踏まえると、今回、厚労省から提供されたデータにおいて、調整が必要な都県はない。※次ページ以降を参照

#### (3) 本県の対応

- 上記の検討ポイントを踏まえ、都道府県間及び二次医療圏間の流出入調整は行わないこととしたい。しかし、医療提供体制の整備状況等により、都県間の患者の受療動向に著しい変化が生じた場合には、見直しを行う。

(4) 本県の患者の流出入状況 (H29 年患者調査)

①-1: 入院患者

【都道府県間の流出入】

患者数 (千人/日)	福島県	栃木県	埼玉県	千葉県	東京都	県外合計
本県からの流出数	0.1	0.5	0.2	0.7	0.2	1.7
本県への流入数	0.2	0.3	0.2	0.5	0.5	1.8
流出数△流入数	△0.1	0.2	0.0	0.2	△0.3	△0.1

【二次医療圏間の流出入】

08 茨城県	患者数(施設所在地)(病院の入院患者数、千人/日)										患者総数 (患者住所地)	患者流出 入数(千人 /日)	
	0801 水戸	0802 日立	0803 常陸太田・ひたちなか	0804 鹿行	0805 土浦	0806 つくば	0807 取手・竜ヶ崎	0808 筑西・下妻	0809 古河・坂東	都道府県外			
患者数 (患者 住 所 地)	0801 水戸	3.0	0.1	0.3	0.0	0.3	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	3.8	0.5
	0802 日立	0.1	2.3	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	2.6	0.3
	0803 常陸太田・ひたちなか	0.8	0.4	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.7	-0.8
	0804 鹿行	0.3	0.0	0.0	1.2	0.2	0.1	0.2	0.0	0.0	0.3	2.3	-1.0
	0805 土浦	0.1	0.0	0.0	0.0	1.5	0.3	0.2	0.0	0.0	0.0	2.1	0.4
	0806 つくば	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	1.4	0.4	0.1	0.1	0.0	2.2	0.9
	0807 取手・竜ヶ崎	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.5	2.6	0.0	0.0	0.2	3.5	0.1
	0808 筑西・下妻	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.5	0.0	1.4	0.2	0.2	2.4	-0.8
	0809 古河・坂東	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	1.3	0.2	1.7	0.2
	都道府県外	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.2	0.1	0.3	-	-	-
患者総数(施設所在地)	4.3	2.9	1.9	1.3	2.5	3.1	3.6	1.6	1.9	-	23.3	-0.2	

※平成 29 年患者調査をもとに作成 (病院のみ)。都道府県内二次医療圏間の流出入数は患者調査の表章単位百人以下の場合 0 と表記されるため、医師偏在指標作成に使用した流出入数と異なる場合がある。

①-2: 無床診療所

【都道府県間の流出入】

患者数 (千人/日)	福島県	栃木県	埼玉県	千葉県	東京都	県外合計
本県からの流出数	0.1	0.8	0.2	0.9	0.6	2.7
本県への流入数	0.1	0.3	0.3	0.4	0.2	1.3
流出数△流入数	0.0	0.5	△0.1	0.5	0.4	1.4

【二次医療圏間の流出入】

08 茨城県	患者数(施設所在地)(無床診療所の外来患者数、千人/日)										患者総数 (患者住所地)	患者流出 入数(千人 /日)	
	0801 水戸	0802 日立	0803 常陸太田・ひたちなか	0804 鹿行	0805 土浦	0806 つくば	0807 取手・竜ヶ崎	0808 筑西・下妻	0809 古河・坂東	都道府県外			
患者数 (患者 住 所 地)	0801 水戸	11.4	0.0	0.4	0.0	0.4	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	12.5	1.2
	0802 日立	0.1	5.2	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	5.7	0.0
	0803 常陸太田・ひたちなか	1.1	0.3	6.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	8.5	-0.9
	0804 鹿行	0.7	0.0	0.0	4.6	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	5.8	-1.0
	0805 土浦	0.2	0.0	0.0	0.0	5.3	0.6	0.3	0.0	0.0	0.1	6.6	0.0
	0806 つくば	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	7.4	0.9	0.2	0.1	0.2	9.0	1.1
	0807 取手・竜ヶ崎	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.6	9.5	0.0	0.0	0.6	11.3	-0.1
	0808 筑西・下妻	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.0	5.8	0.2	0.5	7.6	-1.3
	0809 古河・坂東	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.1	0.1	5.1	0.5	6.0	-0.4
	都道府県外	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1	0.3	-	-	-
患者総数(施設所在地)	13.7	5.6	7.6	4.8	6.6	10.1	11.1	6.2	5.7	-	72.9	-1.4	

※平成 29 年患者調査の一般診療所の県内・県外の外来患者流出・流入数データを(無床診療所按分調整)、NDBの平成 29 年 4 月から 30 年 3 月までの無床診療所における初再診・在宅医療の診療分データ(12 か月分算定回数)の都道府県間流出入割合に応じて集計したもの。

②-1：入院患者（小児科）

【都道府県間の流出入】

患者数（千人／日）	福島県	栃木県	埼玉県	千葉県	東京都	県外合計
本県からの流出数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
本県への流入数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
流出数△流入数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

【二次医療圏間の流出入】

08 茨城県		患者数（施設所在地）（病院の入院患者数、千人／日）								患者総数 （患者住所 地）	患者流出 入数(千人 /日)	
		08201 日立 地域	08202 県 央・県北 地域	08203 土 浦広域地 域	08204 鹿 行南部地 域	08205 稲 敷地域	08206 常 総地域	08207 茨 城西南地 域	08208 つ くば市・ 筑西地域			都道 府県 外
患者 数 （ 患 者 住 所 地 ）	08201日立地域	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	08202県央・県北地域	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1
	08203土浦広域地域	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
	08204鹿行南部地域	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	08205稲敷地域	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
	08206常総地域	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	08207茨城西南地域	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
	08208つくば市・筑西地域	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1
都道府県外	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-	-	
患者総数(施設所在地)		0.0	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	-	0.6	0.0

※平成 29 年患者調査の病院の県内・県外の入院患者流出・流入数データを（0-14 歳按分）、NDBの平成 29 年 4 月から 30 年 3 月までの 0-14 歳の病院における入院医療の診療分データ（12 か月分診療実日数）の都道府県内小児医療圏間流出入割合に応じて集計したもの。

②-2：無床診療所（小児科）

【都道府県間の流出入】

患者数（千人／日）	福島県	栃木県	埼玉県	千葉県	東京都	県外合計
本県からの流出数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2
本県への流入数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
流出数△流入数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1

【二次医療圏間の流出入】

08 茨城県		患者数（施設所在地）（無床診療所の外来患者数、千人／日）								患者総数 （患者住所 地）	患者流出 入数(千人 /日)	
		08201 日立 地域	08202 県 央・県北 地域	08203 土 浦広域地 域	08204 鹿 行南部地 域	08205 稲 敷地域	08206 常 総地域	08207 茨 城西南地 域	08208 つ くば市・ 筑西地域			都道 府県 外
患者 数 （ 患 者 住 所 地 ）	08201日立地域	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0
	08202県央・県北地域	0.0	1.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.9	0.1
	08203土浦広域地域	0.0	0.1	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.9	-0.2
	08204鹿行南部地域	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0
	08205稲敷地域	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0
	08206常総地域	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0	0.1	0.0	0.7	-0.1
	08207茨城西南地域	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.1	0.0	0.7	-0.1
	08208つくば市・筑西地域	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	1.1	0.1
都道府県外	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-	-	
患者総数(施設所在地)		0.4	2.0	0.7	0.4	0.7	0.7	0.6	1.2	-	6.8	-0.1

※平成 29 年患者調査の一般診療所の県内・県外の外来患者流出・流入数データを（0-14 歳按分、無床診療所按分）、NDBの平成 29 年 4 月から 30 年 3 月までの 0-14 歳の無床診療所における初再診・在宅医療の診療分データ（12 か月分算定回数）の都道府県内小児医療圏間流出入割合に応じて集計したもの。